

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より 6 月 20 日までの 9 日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第 3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は 1 件で、お手元に配布いたしました請願文書表のとおりでございます。

これを会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に監査委員より、例月現金出納検査、町長より、平成 25 年度 多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成 25 年度 多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成 25 年度 公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第 4 議案第 1 号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

それでは、議案第 1 号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年 8 月、死傷者 59 名を出しました京都府福知山市での花火大会火災を踏まえて、同様の事故を防止するよう、消防法施行令第 5 条の 2 第 1 項に規定する「対象火気器具等の取扱い」、(いわゆる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い) に関する規定の整備のほか、『屋外における催しの防火管理体制の構築』を図るため、不特定多数の者が集合する大規模な催しを主催する者に対しまして、『防火担当者の選任』、『火災予防上必要な業務計画の作成』等を義務付ける」よう、従前の準則であります「火災予防条例（例）」の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明したいと存じますので、4 ページをお開き下さい。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

まず、4 ページの上段部分をご覧ください。

目次といたしまして、第 5 章の次に「第 5 章の 2」といたしまして新たに「屋

外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）」の項目を追加しようとするものでございます。

同じく 4 ページの中段をご覧ください。

第 18 条に規定しております「液体燃料を使用する器具」の取扱い基準に、新たに「第 9 号の 2」として「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。」と、（液体燃料を使用する器具）を使用する際は、消火器の準備を義務づける条文を追加しようとするものでございます。

同じく 4 ページの下段をご覧ください。

第 19 条に規定しております「固体燃料を使用する器具」の取扱い基準につきましても、同条第 2 項中に今回整備しようとする「第 18 条第 1 項第 9 号の 2」を含んだ規定を準用しようとするものでございます。

続いて 5 ページの上段から中段をご覧ください。

第 21 条に規定しております「電気を熱源とする器具」の取扱い基準につきましても同条第 2 項中に、また、第 22 条に規定しております「使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」の取扱い基準につきましても、今回整備しようとする「第 18 条第 1 項第 9 号の 2」を含んだ規定を準用しようとするものでございます。

同じく 5 ページの下段から 6 ページ中段をご覧ください。

「第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理」といたしまして、新たに第 42 条の 2 及び第 42 条の 3 の「2 条」を追加しようとするもので、「第 42 条の 2」では「指定催しの指定」といたしまして第 1 項で「指定の要件」、第 2 項で「主催者からの意見聴取」、第 3 項で「主催者への通知及び公示」に関する規定を整備しようとするものでございます。

6 ページの下段から 7 ページ下段にかけて、ご覧ください。

第 42 条の 3 では「屋外催しに係る防火管理」といたしまして第 1 項で「指定催しの指定を受けた主催者に対しまして、開催日の 14 日前までに『防火担当者の選任』と 6 項目にわたります『火災予防上必要な業務に関する計画の作成を義務付け』たうえ、第 2 項で「開催日の 14 日前までの計画の提出」を義務付ける規定を整備しようとするものでございます。

続きまして 8 ページの上段をご覧ください。

第 45 条に規定されております「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」に、新たに第 6 号といたしまして『指定催し』に指定され、露店等を開設し、対象火気器具等を使用する」場合は、消防機関に「あらかじめ届け出ることを義務化する規定を整備しようとするものでございます。

続いて 8 ページの中段から 9 ページ上段をご覧ください。

第 49 条に規定されています罰則に、新たに第 4 号といたしまして今回改正しようとする『火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者』を追加しまして 30 万円以下の罰金を科す規定を整備しようとするものでございます。

また、第 50 条では第 1 項で「法人等の代表者等」、第 2 項で「法人でない団体の代表者等」につきましても違反行為があれば、第 49 条の罰則を適用する規定を整備しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。議案第 1 号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきましては、提案説明とさせていただきます。